

千葉県周産期医療体制整備計画の一部改定について

平成28年3月16日
千葉県健康福祉部医療整備課

現在の周産期医療体制整備計画は27年度で終期を迎えるが、厚生労働省から示される指針の改定スケジュールが未定となっているため、計画期間を延長の上、一部改定を行う。

1 計画の概要

(1) 計画の目的

周産期特有の様々な症例等に適切に対応できる医療体制を構築するため、施設や設備の整備、医師等の医療従事者の確保及び母体や新生児の搬送体制の整備などについて、県内の実情に応じて計画的に整備することにより、医療従事者の負担の軽減等を図るとともに、安心して出産できる周産期医療の環境づくりを推進することを目的とする。

(2) 計画の位置づけ

国における周産期医療体制整備指針を踏まえて策定するもの。医療法第30条の4に基づく医療計画（千葉県保健医療計画）の一部としても位置付けている。

(3) 計画期間

【現計画】平成23年度から平成27年度（5年間）

2 一部改定の方針

(1) 計画期間

現行計画を2年延長（～29年度）

(2) 一部改定の主な改正点

(ア) 周産期医療センターの整備

① 総合周産期母子医療センター

現状2か所から、さらなる指定の検討へ

⇒総合周産期医療センターの指定を受けていない全県対応型周産期医療連携拠点病院について、指定の検討を行う。

② 地域周産期母子医療センター

現状8か所から、さらなる認定の検討へ

⇒未整備の二次医療圏について、出生数に応じて、更なる認定施設の設置を検討する。

(イ) NICUの整備

現状	現計画目標	改正目標
129	130	141

3 周産期医療審議会

平成28年1月25日の周産期医療審議会において、上記事項を議題として取り上げ、承認を受けた。

周産期医療審議会

(担当事務) 周産期医療の体制の整備に関する重要事項について調査審議すること

(設置根拠) 千葉県行政組織条例第28条第1項